

2025年大阪・関西万博出展を契機とした地域魅力創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1 2025年大阪・関西万博への出展を機に、地域コンテンツの担い手におけるSDGsへの関心を醸成するとともに、広く一般には知られていないが魅力ある地域資源の発掘、磨き上げ、情報発信を行うことを目的に、2025年大阪・関西万博出展を契機とした地域魅力創出補助金交付事業(以下「補助事業」という)を実施する。この要綱では、本事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2 知事は、補助事業の対象となる事業(以下「補助対象事業」という)の実施に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という)及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象等)

第3 補助事業の補助対象者、補助対象事業、補助率(限度額)は別表第1のとおりとし、補助対象経費は別表第2のとおりとする。

(交付申請書の添付書類)

第4 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 収支予算書(別記第2号様式)
- (3) 申請者概要書(別記第3号様式)
- (4) 役員等名簿(別記第4号様式)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第5 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助対象事業の内容の変更(別表第3に掲げる軽微な変更を除く。)をしようとする場合
 - イ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 交付決定後に役員等の変更があった場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

(変更の申請)

第6 第5の規定による知事の承認を受けようとするときは、補助対象事業の内容の変更の場合にあっては事業変更承認申請書(別記第5号様式)を、補助対象事業の中止又は廃

止の場合にあつては事業中止（廃止）承認申請書（別記第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第 7 規則第 13 条に規定する実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第 7 号様式）
- (2) 収支決算書（別記第 2 号様式）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、令和 7 年 2 月 28 日（金）とする。

（財産の管理等）

第 8 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第 20 条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

（補助金交付決定前着手）

第 9 補助金の交付を申請している事業について、申請者が事業の効率的な実施を図るため又は緊急その他やむを得ない事情により当該補助金の交付決定前に当該事業に着手する場合には、あらかじめ補助金交付決定前着手届（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業の適正執行）

第 10 各振興局地域づくり部長又は万博推進課長は、補助事業が実施されるに当たって、当該事業と国、県及び市町村が行う各種の施策間の整合に留意するとともに、事業が効果的に執行されるよう適正な執行管理を行うものとする。

（その他）

第 11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。

別表第1（第3 関係）

| 補助対象者 | 補助対象事業 | 補助率（限度額） |
|-----------------------------------|---|---|
| 万博会場において、和歌山県が管理運営に関わるエリアでの出展・出演者 | <p>下記①②のいずれにも該当し、万博会場での出展に向けた地域資源の発掘、磨き上げ又は情報発信を行うもの</p> <p>① 万博のテーマや開催目的に沿ったもの</p> <p>② 和歌山県の認知度向上、観光誘客促進又はビジネス機会の創出を目的とするもの</p> | <p>2分の1以内 （上限150万円） 千円未満の端数は切り捨てた額とする</p> |

別表第2（第3 関係）

| |
|--|
| <p>1. 補助対象経費</p> <p>※支出証拠書類（銀行振込受領書等）により金額・支払等が確認できる経費であること。</p> <p>(1) 地域資源（商品・コンテンツ等）の発掘、磨き上げを行う事業</p> <p>①外部専門家の招へい、ワークショップ等の開催・運営に関する経費</p> <p>②モニター調査、アンケート調査等の調査に関する経費</p> <p>③商品・コンテンツの原材料や制作委託等に係る経費</p> <p>④商品・コンテンツの制作、展示等に真に必要となる物品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る）</p> <p>⑤広報・活用手法等に関する戦略策定に関する経費</p> <p>(2) 磨き上げた地域資源（商品・コンテンツ等）の情報発信に係る事業</p> <p>①パンフレット、チラシ、パネル等の印刷物の制作に関する経費</p> <p>②動画、ウェブページ等のデジタルツールの制作に関する経費</p> <p>③イベント出展等のための準備・運営に関する経費</p> <p>④メディア、ウェブ広告等を活用した情報発信に関する経費</p> <p>(3) その他、特に必要と認められる経費</p> |
| <p>2. 補助対象外経費</p> <p>以下①から⑦については、補助対象外の経費とする。</p> <p>①県の他の補助金の交付を受けている事業に係る経費</p> <p>②管轄振興局が異なる複数市町村で構成される団体において、1つの振興局から当補助補助金の交付を受けている事業に係る経費</p> <p>③施設整備等のハード事業に係る経費</p> <p>④直接的な収益事業に関連する活動に係る経費（具体的には、商品・コンテンツの直接的な販売活動や、直接的な収益を目的とした事業活動など。）</p> <p>⑤申請者・団体の経常的な運営経費や従前からの事業の財源振替を目的とする経費</p> <p>⑥飲食に関する経費（商品・コンテンツ開発のための試食品等は除く。）</p> <p>⑦その他、補助することが適当でないと認められる経費</p> |

別表第3（第5 関係）

| 区分 | 軽微な変更の内容 |
|---------|---|
| 経費の変更 | 補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更を行う場合 |
| 事業内容の変更 | 事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来す恐れのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合 |